

第五十五回 参議院建設委員会會議録第十四号

昭和四十二年六月十三日(火曜日)

午前十時五十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 藤田 進君
理事 稲浦 鹿藏君
大森 久司君
山内 一郎君

委員 石井 桂君
内田 芳郎君
奥村 悦造君
熊谷 太三郎君
小山 邦太郎君
中津 井 真君
平泉 涉君
瀬谷 英行君
松永 忠二君
鈴木 一弘君
片山 武夫君
春日 正一君

国務大臣 建設大臣 西村 英一君

政府委員 経済企画庁水資源局長 松本 茂君
建設省都市局長 竹内 藤男君
建設省河川局長 古賀 雷四郎君

事務局側 常任委員会専門員 中島 博君

説明員 厚生省環境衛生局環境整備課長 田中正一郎君
建設省都市局下水道課長 久保 越君

本日の會議に付した案件

○下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○下水道整備緊急措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田進君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

下水道法の一部を改正する法律案及び下水道整備緊急措置法案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

○松永忠二君 水質保全の問題について少しお尋ねしたいと思ひます。

河川管理に関する行政監察結果に基づく勧告が出されました。これに基づいて従来政令にきめてなかつた河川法第二十九条の政令を早期に制定することが必要であるというふうな勧告を受けて、これに基づいて建設省がこの政令をいまきめようというふうなことで努力をされているということをお聞いしておるわけでありまふ。しかし、他の関係の法律や省との関係上、なかなか簡単にこの政令ができないような状況もあつて、新聞あたりでもこれを取り上げていろいろと論議をされているようです。この問題については、いま現在どういうふうな状況に進行しているのか、大臣のほうからひとつお話を聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(西村英一君) 御指摘のように、水の問題は、いまや益の問題とともに質の問題が非常にたいへんな問題になっておるのではありません。したがひまして、私も非常に関心をもちまして、先般から河川法の第二十九条につきましてもいろいろ尋ねますと、これは御指摘のように政令でもつ

てやるということになつて、建設省としては、ただいま案をもつて各省に当たつておる次第でございます。その詳しいことにつきましては河川局長に……。現在水質保全の法律がございまして、経済企画庁との関連もございまして、その他いろいろなところと関連を持ちますために、少しおくれおるようございしますけれども、なるべく早くこれをまとめるようということで、私としては督促しておる最中でございます。

○松永忠二君 このいまつくろつておる政令と、下水道法に基づく第八条にいわゆる「放流水の水質の基準」というものがあるのですが、これは一体どういふふうな関連をもつて進められておるのか、またこういう点については、すでに省内においてはいろいろ協議がなされておるのか、こういう点をひとつお聞かせをお願いしたいと思います。

○政府委員(竹内藤男君) この下水道第八条に、「公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならぬ」ということで、技術上の基準が書いてございますけれども、これは公共用水域の水質保全法できめまふ水質あるいは河川法の政令がきましてきめまふ水質、そういうものと調整をとつて政令できめる、こういう形になるのでございます。

○松永忠二君 私の聞いておるのは、当然そうならなければいけないわけですが、現在一体水質の基準というものはどうなつておるのか、それからまた、いま河川法の政令に基づく水質の基準というものと一体どういふ関係を持つて進められておるのか、そういう点をお聞きをしていただ

○政府委員(竹内藤男君) 河川のほうできめまふのは、いわば流れている水の水質でございます。

下水道のほうできめまふのは、下水道の終末処理場から放流する水の水質でございますので、河川の水質、當時流れております水質その他によりまして河川で一定の基準がきまりますと、それに合わせて水質との関係がございしますので、放流水の水質のほうはきまらざるわけでございますが、現在のところ、下水道法の政令の六条で水質の基準を、放流水の水質の基準をきめておるわけでございます。

○松永忠二君 その放流水の基準というのは、現在きめようとしておる河川法の政令の一体基準とどういふ関係を持つておるんですか。まあ私お聞きしては、河川法で政令の基準がつくられれば、当然放流水の基準というものもそれに合致をしなければいけないわけなんです、したがつて当然下水の放流水は、河川法の政令の基準に合致をするものでなければいけないと、そういうことが実はいま問題になつておる。公共用水域の水質保全に関する法律といろいろと関連があるので問題が起こつておるわけなんです、下水道については、その間はどうかしては、まあちやうど局長が見えられたので先にそつちのほうからお聞きをしたいのですが、私の聞いておるのは、河川法の二十九条の問題について、河川の清潔保持のための政令というものをひとつつくつていきたいということ

で、いままあ努力をされていると、まあこれはもうすでにほんとならでございするべき筋合いのものであるけれども、非常におくれれてきておるので、これをひとつつくろつてというふうなことで関係の方面と協議をされているようだが、その実情がどうなつておるかということと合わせて、この問題について一体下水道の水質基準との問題は、どういふふうに関係づけられておるのか、こういうことをお聞きをしていただ

そんなことをきめていって、そういう維持流量を多くすることによりまして、さらに水質がよくなるような措置をやつていきたいというふうに考えております。そこで、これは四PPMというものは、先ほど申し上げましたように、全国で一万数千本川があるうちに、相当数の河川が四PPM以下の川でございまして、そういう川を、たとえば汚水を注入するとか、あるいはいろいろなきつたものを投げ込むとか、そういった規制をやつていきまして、水質を維持管理していきたいというふうに考えて、この政令を出したいというふうに考えております。

○松永忠二君　そこで、公共用水域の水質保全に

関する法律に基づく水域に限っては、水質基準を下げて――下げてというか、たとえば四PPMより多くして、まあ実情に即するようなやり方をしたいというふうな意見もあるようですね。しかし、いまお話しのように、日本の河川の大部分というのは四PPM以下であるので、そういうひとつ基準を明確にして、そうしてその水質の保全をはかって、良質のひとつ水を保全をしていこうというふうな面から、そういう必要があるというところで、そういう方針を貫いていくというところは、私は決して悪いことじゃないと思うのです。また、ある特定の地域については、いま考えている河川法の政令以下のものでなければできない地域もあるとしても、全体の範囲、基準をそういうところにきめて、そうしてその間暫定的な措置をしていくというふうなことは、これはあるべき姿だと私も思うのです。したがって、公共用水域の水質保全の特定の水域については、いわゆる基準を下げていくというふうなことは、いわず調整をはかる、あるいはまた暫定的な措置をしていくというふうなことで、河川法の政令の基準としてあくまでもそういう線で貫いていきたいというふうな、こういう点について河川局長の意見をひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

○政府委員(古賀四郎君)　公共用水域の指定水

域は全国で十九水域でございまして、河川数にしては十六しかありません。しかも、区域を相当制限した区域でございまして、これは全国としましてはごくわずかの地域でございまして、河川管理者としましては、全国の河川の水質をよくすることを考えなくちゃいけない。したがって、先ほど申し上げましたように、かような水域指定の河川につきましては、河川管理者が全般的な状況を各都府県と協議しまして、水質基準を暫定的にきめるといたしまして、全国の水質を管理する以上は、どうしても四PPM程度を確保するように規制を行なつていかなければいかぬというふうに考えております。

○松永忠二君　大臣に一つお聞きをしたいのです

が、いま質問をお聞きになつていただければ大体趣旨はおわかりだと思つてますが、まず一つの点は、せつかく四PPM以下にしたいというふうな、いま政令を制定することを考えておられ、努力されておるわけですね。少なくとも自分の省内の下水道の水質がこれで困るというふうなことが、まあ特に少数の問題のこととはどうも困るというところはあるとしても、大体水質を保持できるだけのいわゆる下水の整備をやる、こういうふうな決意がなければ、これはなかなかこの政令基準に当たつて、各省との折衝というものはうまくいかぬと思つておられる。こういう点についてどう考えておられるか。同時に、いまお話しのように、局長が話したように、この政令制定については、いろいろなところから支障ができてきているような話も聞いているわけですね。たとえば経済企画庁、通産省、厚生省なども話を進められている状況の中で、やつぱりいまのこういうときに早くこういうふうな政令の基準を明確にしてやつていかないと、もう至るところで水質というものは汚濁をされてくるというふうなことになると思つて、こういう点については、建設大臣としては重大なやはり決意を持つて、あくまでも自分の主張を貫くような努力をされていくことが必要だ。ときには何か建設省が所管の拡張を考えてい

るのだというふうな考え方を持つていられる人もあるようですが、私たちはそういうものではない、ちゃんと河川法をつくるときにこういうもの、ちゃんとつくつてある、しかも、現在までこれを政令をつくらないこと自体に問題があるのであつて、ダム放水の問題、ダム操作規則なども、河川ができてからよくよくいまだに上がつたという状況の中で、やはりこういう点ではやや速度が早くかかっているというところに、一つの問題がある。しかし、いま非常に重要なときであるので、いま言ったような基本方針をあくまで貫いて、こういう政令をつくる決意を持つておるか、そういう決意のほどを明確にさせていただきたい。まず二つの点を、大臣からひとつお聞きをしたいわけですね。

○国務大臣(西村英二君)　実は河川法制定してか

らもうだいぶなるのですが、しかも第二十九条の河川の清潔を保つ点につきまして、政令で定めることになつておりました。今日まで政令も出してないのではありません。それと申しますのも、非常に河川は各省にまたがって行政がむづかしいもの、一つでございまして、しかしそれかといひまして、非常にこれは建設省としても、申しわけないと思つておるわけがあります。しかし、最近において河川の水質の問題につきましては、いろいろな点からの問題が起りましたので、この際早目にひとつ政令を出したい、かように考えまして、先般から努力いたしておるのでございます。しかし、またここに一つの問題がある。と申しますのは、実は公害基本法が国会に提案をされております。この公害基本法は、まあ大体法律の前身は、大綱をうたつただけでございまして、おのおのの状況にいたしまして、あるいは河川の水質にいたしまして、これからいろいろ詳しい規定を制定しなければならぬと思つておるのであります。したがって、やはり各省の意見の調節をしなければならぬ等のこともございまして、しかしいづれにいたしましても、河川法第二十九条に基づきまして、りつぱなその質を保持をしなければならぬと私は

思つておりますので、御注意のごとく、強力にこれは進める考えを持つております。

もう一つ、これも私はしろうとでありますからよくわかりませんが、この下水道等の関係におきましての御注意でございまして、これは私は下水道でいま二十PPMにきめられておるというふうな話でしたが、これも結局標準でございまして、いろいろな結局処理のしかたによつては、なお下がるものではないかと思つたのでございまして、つまり下がれば、それだけその水というものは、やつぱり還元して使うこともできるのでございまして、やはりあまり汚濁がひどいものでございまして、この点につきましても、私は十分今後この処理上の問題につきまします技術上の諸問題というふうなものと取り組みまして、できるだけきれいな水を放流するということを考えなければならぬと思つております。要するにこの政令は、公害基本法との問題もありますけれども、ひとつ真剣に取り組んでいきたい、かように考えておるものでございまして。

○鈴木一弘君　初めに伺いたいのは、下水道整備

五カ年計画の規模が一兆七百三十億という当初だったと思うのですが、そういうふうな聞いておつたのですが、それが九千三百億というふうになつて大体半分くらい、これでは十分ではないだろうというところは十分予想されるわけですね。ですが、その減額分が、実際の計画を実施する際にどういうふうになつてくるか、どういうふうにあるらわれてくるのか、それを事業別、地域別にどういうふうな一体どうなるかを伺つておきたいのです。

○政府委員(竹内藤男君)　当初、建設省の段階で

考へておりましたのは、御指摘のように一兆七億というところで考へておりましたが、経済社会発展計画で各種の公共施設の長期計画をきめておられますけれども、その全体のワケから九千三百億という配分になつたわけでございます。当初のわれわれの考へ方いたしますと、四十六年度までの

五カ年間に下水道の普及率を約三七%にしたいというところで、一兆七億を考えていたわけでございますが、九千三百億になりましたと約三三%ということになるわけでございますので、若干おくれるという形になるわけでございます。この地域別にどうなるかというのは、実は今回の下水道整備五カ年計画の地域別はまだきめておりませんので、地域別にどうなるかというのはまだ検討、結論が出ていないわけでございます。

○鈴木一弘君 いろいろ大体結論が出るようになって、明示されるのはいつごろになりますか。

○政府委員(竹内藤男君) この法律が通りましたら、さうそく五カ年計画の閣議決定の作業に入りたいと思います。それが終わりますと、各地方別のやつが出ますのは本年一ぱいくらいかかるのじゃないか、こういうふうに考えております。

○鈴木一弘君 次に、都市下水路の問題についてここで若干触れておきたいのですけれども、特に緊急を要するところはどういう地域かというところ、それから、その地域における幹線下水路との関係ですね、その整備との関係、その具体的施策について伺っておきたい。

○政府委員(竹内藤男君) 都市下水路は、公共下水道の区域がきまっておりますが、その区域外において行なうものでございます。やはり一番必要といたしますところは、浸水地域でございます。私どものほうでは、浸水について技術的な指数をつくっております。浸水指数の高い地域について、都市下水路を採択するという方法をとっております。で、この都市下水路をつくり出す場合には、将来そこに公共下水道が敷かれるというところを考慮しまして、なるべくその公共下水道の幹線になるというような都市下水路を設置してまいりたい。そういうふうな、将来は公共下水道の幹線に振りかわっていくように設計を考えていきたいというところで指導しておりますけれども、まあ、中には当面の浸水対策が非常に急務ということで、将来下水道ができました場合に、幹線下水道にもならないところについても、やむを得ず都市下水

路を設置するという場合もございますけれども、大部分はそういう考え方で進めるわけでございませう。

○鈴木一弘君 次は、終末処理場の問題なんです。第一次の五カ年計画のとき、三十八年から四十二年度までに一千億で千八百万人分の終末処理場をつくるということだったのです。これに対して今度は千五百三十一万人分ということになるわけですが、いままでの成果はどういうふうになっておったのですか。

○政府委員(竹内藤男君) 五カ年計画の実績は、計画におきましては処理可能人口を千八百万人というふうに考えておまして、四十二年度までを、今年度の予定を含めまして五カ年計画の実績を見込みといたしましては千六百六十万万人分の終末処理場ができるのじゃないか。進捗率といたしましては、計画達成率といたしましては、九二%くらいということになるかと思ひます。

○鈴木一弘君 その九二%、その八%の分が今年度の見込みが最終までいっても残るわけですが、約一割近いわけでありませうけれども、その一割近いのが残った理由は何ですか。残る見込みになった理由は。

○政府委員(竹内藤男君) 従来厚生省でやっておりましたので、私のほうではまだはっきりわかりませんけれども、おそらく単価の問題なんかもあるのじゃないかと思ひます。

○説明員(田中正一郎君) 終末処理場の件につきましては、用地の確保、それから補助率が比較的低うございましたので、九〇%の達成率ということに相なるかと思ひます。

○鈴木一弘君 用地の確保のほうか、補助率の問題か、どっちのほうかウエイトが強いんですか。

○説明員(田中正一郎君) どちらというの、つまりばらかにし得ないと思ひますけれども、まあ半々くらいという状況でございます。

○鈴木一弘君 まあ大体いまの答弁だと、はっきりしたものをつかんでいらつしやらないから、そんな答弁になったと思ひますけれども、具体的に

な資料を——これはきょうで上がつてしまひますけれども、あとでもらいたいと思ひます。そういうところの一つ一つのこまかいところの検討がなされなければ、計画を立てても全部計画倒れになることはわかつておりますし、その点お願いいたします。

それから次に移りますが、し尿処理の問題がこれは当然出てくると思うです。が、し尿処理の行き詰まりの問題が、はっきり言えば、前回もここで触れましたけれども、水洗便所の早急な普及、これがおくれているからだということだと思ひます。どうしてもその普及によるし尿処理の近代化ということが必要になってくるわけですが、それについては、そういう水洗便所の普及率が低いというところが、下水道の投資効率が下がる、上がつてこないという現状をつくるわけです。その普及状況と普及計画、これは積極的に進めなければ、下水道事業としても先々困つたことになると思ひますが、その点について伺いたい。

○説明員(田中正一郎君) 水洗便所の普及状況は、昭和四十年末現在で水洗化がされておりますのが全国総人口の一三・二%に相当いたします。約千三百万人でございます。このうち、公共下水道によって水洗化をされておりますのが六百万人でございます。そのほかはし尿浄化槽による水洗化でございます。

○鈴木一弘君 いまの状況ですが、計画はどうなつていますが、今後。

○説明員(田中正一郎君) したがいまして、ほぼこの四十年末の終末処理場の処理能力からいいたしますと、約半分ということでございます。非常に前から終末処理が完備いたしました処理区域になっておりますところは、一番高いところで七八、九%の水洗便所の普及状況でございます。が、たとえばことしの四月から通水を開始したところでは、まだ一、二%というところもあるわけでございます。水洗便所の普及については、各市を督促いたしまして、いま鋭意水洗化をはかつておるところでございます。方法といたし

ましては、各市の下水道部局と清掃部局と共同をいたしまして委員会等をつくりまして、その委員会等が強力にこれを推進するという形でございませう。と申しますのは、各世帯にそれぞれ入り込んでおりますのは清掃当局でございます。この清掃当局がたとえば汲み取りにいくときにステッカーなり、リーフレットなりを投げ込んで水洗化を促進して歩くというのをやっております。一方、これに対して融資もあつておまして、これが普及に当たつておるといふのが現状でございます。

○鈴木一弘君 そうすると、全体取りまゝとて一体国民総水洗化ということが一番でしようけれども、まあそれは実際問題、地理的やそのほかの条件もあつて無理でしよう。経済的な問題もあるでしよう。一体どの程度まで普及するという計画があるのか、めどはどうなつておるのですか。その辺が何もみえないまま答弁です。

○説明員(田中正一郎君) 昭和六十年で一億総水洗化を実現しようというまあ遠大な計画をつくつておりますが、その際に公共下水道で水洗化をする分が七〇%、それから一五%は地域し尿処理施設で水洗化をやっていくものと、あとの一五%はし尿浄化槽によって水洗化を可能にならしめていこうという計画でございます。

○鈴木一弘君 これはまあよくわかるのですけれども、六十年まで一億総水洗化といつたって、これは一億総水洗化できつこないのですけれども、実際問題としてこれをやっていくときに、小規模な、いまいったような浄化槽とか、汚水処理施設というものをつくるということも出てくるでしよう。実際問題が公共下水道の場合、まあわれわれの家でもやりましたけれども、かなりの負担がある。その負担に耐えられない。先ほども多少の補助金を出そうというお話が出ていたようにですけども、そのために何十軒かあるうちに何軒かは負担に耐え切れないで、どうしても浄化槽、水洗便所は取りつけられないというのがかなりあるわけなんです。そういう点でこれはただ地方公共団体にまか

せるといふ考え方でなくて、積極的にやっていかなきゃならぬだろうと思ひますが、その点の考え方は、まあ課長さんや答弁がなかなかたへんかもしれませんが、どうなつていま

か。

○説明員(田中正一郎君) 水洗化が普及しない原因は、もちろんいま御指摘の経費の問題もございすけれども、私どものいままでの経験では、一つは大家と店子の関係でございす。店子のほうはどうしても水洗化をしてくれ、こういう話になります。大家のほうはなかなか家賃問題等もございまして、いまうちに水洗にすることはできぬというふうな話でございす。それから汚水管が隣りの、隣家の敷地を通るという問題がなかなかございまして、隣りの汚水をうちの敷地内に通すことは絶対お断りであるというふうなトラブルが絶えず起つておるわけでございす。で、こういうふうな紛争を解決していくということによつて、かなりまあ水洗化が実現できるのじやないか。もちろん、金の問題もございすけれども、この金の問題は国庫補助を与えるというわけになかなかまいりませんので、起債を市にあつせんをいたしまして、その基金で市が水洗に改造する資金を貸し出すという形をとつておりまして、この資金も従来は一世帯当たり三万五千円でございまして、それをこしらへ四万五千円に引き上げまして、さらに円滑にこれをやつてまいらう、かように存じておるわけでございす。

○鈴木一弘君 この問題はそのくらいにしておき

ます。次は、水質保全で先ほども大体ございしたのですが、特に現行法との関係その他についても触れられたわけですが、水質保全法、下水道法、この両法がある程度よく関係をアレンジしていかねばならぬ、そういうことから始まりなと、水質基準を保ち、保全をしようといつても、これは容易でないだろうと思ひますが、その辺の保全法あたりの改正、またそれに伴つて関連の法律を改正していくことは考えてい

いかどうか。

○政府委員(松本茂君) 現行の水質保全法におき

まして水質基準を設定したておるわけでありまが、その水質基準の設定の対象になつておりますのは工場もしくは事業場、これは特定施設を有する工場もしくは事業場、それから鉱山、それから水洗炭業にかかわる事業場、それから公共下水道または都市下水道からの排水、これだけを対象にいたしておるわけでございす。それで河川の遊水基準を想定したしまして、それに見合ひまして、これらのそれぞれの箇所から出てくる水質基準を設定しておるわけでございす。が、こういうふうな水質基準が、設定されましたならば、それぞれこの工場の事業場なりを所管するそれぞれ行政機関の長は、その水質基準を尊重して、それに関する事務を処理していく、こういうたてまえになつております。したがひまして水質保全法によりまして公共下水道、または都市下水道から排出される水質がBODで二十PPMであるべし、こういうふうな規定されますならば、その所管大臣はそれから排出される水質基準を二十PPM以内に維持するように、それぞれの規定に従つた指導をされる、こういうことになつております。しかしながら、この対象としたておます点が、先ほど説明いたしましたように非常に限定されておまして、たとえば尿処理場でありますとか、あるいは屠殺場でありますとか、あるいは砂利を取りますところとか、そういうところから抜けておるわけでございす。そういう事情がございすので、今回公害基本法が制定されますことと法案も用意されておるわけでございす。公害基本法との関連も見ながら、もっとこの水質保全法による規制対象を拡張していくべきではないか。そういう点につきまして、現在関係各省といろいろ協議相談いたしておるところでございす。

○政府委員(竹内藤男君) 下水道法におきまして

は公共用水域の水質基準に関する法律によりまして水質基準が定められます、下水道法に定めら

れております水質基準にかかわらず水質保全のほうの基準が適用されるという体系になつておりまして、水質保全法とリンクしておるわけでござい

ます。

○鈴木一弘君 最後に伺つておきたいのですが、いまのような現在の非常な漏水が続いておるに、水道用水それ自体が河川がよれてくるに従つてかなりよれてくるということもありまが、一つは東京都のように非常に漏水の高いところでは、逆に漏水期になれば下水道というか、汚水といひますか、それを吸引するところになつてくる。その辺が非常に心配なだけに、下水道の整備というものが非常に望まれるわけですから、その対策について一体水道のほうを先にやらせるべきなのか、緊急にということでは防水のほうも容易でないでしようが、またこの水道の整備も容易でない、その点についてはどうなうに考えられますか。前回の漏水時にはそういう問題が起きてきたわけですから、すでに三割も節約をしなればならないという水道も出てきておる。当然今度は漏水区域から逆に入ってくるということが考えられるのです。この下水道との関係が両方に重なるという問題なんです。

○政府委員(竹内藤男君) 下水道課長から答弁さ

せていただきます。

○説明員(久保君) ただいまの御質問は、下水道が漏水期になると、上水道の中のパイプが通常は圧力水でございすから、地下水その他を吸引するということとはあり得ないわけでございす。が、逆に漏水期になると吸引するおそれがあるのじやないかという御質問かと思ひますが、これは上水道のほうは常に両方の水を圧力水で送るというのが本旨でございまして、そのために漏水防止につとめていたしまして、それを第一義的に考えていくべきものであらうかと思ひまが、なお下水道につきましても、現在上水道に比べてまして著しく普及の度合いが落ちておる。ので、それを並行あるいはそれを追いかけて急遽に整備をしていくべきだと考えております。

○瀬谷英行君 厚生省だったか、一億総水洗化計

画を立てておるといふお話がございましたね。非常に雄大な構想なんですけれども、処理のパーセンテージだけは上げられた。しかし負担の割合は一体どういふふうに考えられておるか。たとえば、大工に聞いて一体どのくらいでできるかといへば二十万ぐらいかかります。こういうふうな答えは出ないわけですから、この支出は。だからこの水洗化をするというところは、趣旨としてはけっこうな話なんですけれども、個人負担でもってあくまでもこれは推進をしていくということなのか、あるいは国なり地方自治体等においてしかるべく負担をしていくという方法を講ずるのか、この費用の負担といったような点についてまで計画としては考へておられるのかどうか。もしそこまでの構想なり計画等がありだつたならば、具体的には一体どういふふうなされるつもりなのか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(田中正一郎君) 先ほども御説明申し上げましたように、都市化された地域では、これは公共下水道を拡張して公共下水道で七〇%は水洗便所化をしていくということでございす。それからあとの一五%は地域に尿処理施設でと申し上げましたのは、将来ともに公共下水道が伸びてこないというふうな地域ができておる。そういう地域につきましては、その地域だけの、そのコミュニティだけのプラントをつくるという形で、これは昨年からいわゆるコミュニティ、プラントの整備という形で、この補助金も確保されておる。たとえば大阪の東能勢林というふうな集落でも、たとえば大阪の東能勢林というふうな集落でございすけれども、こういう集落でこういう地域に尿処理施設ができておる。これは国庫補助三分の一、残りの七〇%は起債で充当するという形で計画が進められておる。その他の一五%、これはばつばつした農山村になりますけれども、集落化も

していないところではまあ浄化槽と——浄化槽もいまだ都会地であつていろいろな浄化槽でなしに、まあいろいろの制約はございますけれども、地下水を使用しないところでは、外国にございませうな吸い込み式の浄化槽、汚泥だけはそこへためまして、あとの放流水は吸い込みをさしてしまふという浄化槽を大いに普及いたしまして、したがって、また非常に低廉になつてくるわけでございますが、まあいまだのところでは、大体一つの浄化槽五万以下くらいでできないかというところで盛んに研究されておりますけれども、そういうような浄化槽を普及させることによつて、これが水洗化をはかつてまいりたい、かような計画でございます。これについては、一応いまのところはまだ国庫補助あるいは起債等は考えていないわけでございます。

○瀬谷英行君 公共下水道で処理する、あるいは地域処理施設を使うというのは、一つの処理の方法だと思ふんですけれども、問題は個人負担です。いわゆる公共建築物だけの水洗化という意味ではないわけですが、一億と言ふんだから、各家庭をも含めて全部水洗にしてしまふ、こういう考え方はなんでしょう。そうすると、一億国民全部がたとえばコンクリートアパートに収容されてしまふということになれば、話はまた別なんですけれども、現在の状況から言ふと、そんなわけにいかないと、こう思ふわけですが。そうすると、個人個人の家庭では、東京なんかは別ですけれども、地方都市の場合は、大部分がいまだくみ取り式をやつてゐるわけですが、バキュームカーなんというわけですね、非常に大きな役割りを果たしているわけですが、現実には、だから、こういう個人の便所を水洗にするという場合の負担の問題なんです。いま農山村では吸い込み式浄化槽で五万円くらいだといふふうな言われたけれども、五万円くらいだといふことは、かなり安いことではありますけれども、おそらくそうすると、最低でも五万はかかる。それ以上、ピンからキリまであつて、二十万円なり三十万までかかるんじゃないか

と、個人の家で設備をするためにね。だからそういったような費用の負担というものはどのようになるのか。あくまでもこれは便宜をはかるけれども、費用の負担はこれはまあ個人にまかせると、こういうことになる、そう簡単には普及はしないんじゃないかと、こういう気がするんです。だから、その費用の経費の方法等について、何らかの措置が講ぜられるものかどうかですね。その点、個人の費用負担の問題をどのように考えておられるのか。これをお聞きしたいわけなんです。

○説明員(田中正一郎君) ここであらためて申し上げるまでもなく、し尿を家屋の一隅にためて、し尿と同居をする生活というのは、実は日本だけでございまして、諸外国ではみんな水洗で、あとの処理はいずれにしても、全部家の外に水で洗ひ流してしまふという生活様式が普及しているわけでございます。これは単に経済力だけの問題ではございませんで、イタリヤに参りましたも、あるいはフランスに参りましたも、もうくみ取りし尿というものはないわけでございます。そこで、まあ日本も浄化槽の普及につきましても、実はいままで公費は入れておりませんけれども、ここ数年の間に十倍以上の伸びがございまして、水洗化がはかられたわけでありまして。何らかの、この浄化槽の普及について公費を導入するという措置は考えなきゃならぬかと思ひますけれども、いまのところは、一応そういう生活様式の革新と申しますか、そういうPRでかなり伸びていくのじゃないかというのを考えておりまして、まだこれに国費を導入する等のことについては、詳細な検討をいたしていないわけでございます。

○瀬谷英行君 そうすると、日本だけがそのくみ取り式をやつておるといふ話なんです、お屋敷にあまりふさわしい話じゃないけれども、なかなか切実な問題ですからね。それで、するといふ計画でいくと、一億総水洗化という構想は、ともかく水洗を可能ならしむような方法を講ず

る、費用負担についてはこれはもうそれこそ国民各個人個人のしりの始末だから、個人でもってこれは始末をせよという考え方だ。で、国としてはそこまで、個人の負担のところまではまだ考えやしない、こういう話になるわけですね。で、それならばやはり国の指導として、じゃこういう方法が安くて、あるいはまたこういう方法を推奨する、たとえばもういったい方法でいろいろの公共下水道で処理をする方法、あるいは地域処理施設を使う方法、吸い込み式——吸い込み式というのはよくわからぬけれども、吸い込み式で水洗と、こういうのですか、そういうような方法を講ずる。まあいろいろの方法があるけれども、そういう指導をするということであつて、要するに個人負担というものは、そこまでは考えていない、こういうことになるわけですね、結局は。

○説明員(田中正一郎君) いえ、先ほども申しましたように、七〇％は公共下水道で、いまここで御審議いただいておりますような公共下水道を大いに普及することによつて水洗にしていくのだという事なんです。残りの一五％は地域し尿処理施設を——これは国費も導入した上で水洗化をはかつていく。最後の一五％だけは、これは農山村になりまして、それぞれの家庭の浄化槽というところになりますので、またこれはいろいろ方々いろいろ考へて、浄化槽で水洗化を考へていきたい、こういうことを申し上げてゐるわけでありまして。

○瀬谷英行君 公共下水道が七〇％と聞きましてけれどもね。その公共下水道を普及したという場合においても、個人の問題は、公共下水道が普及したからといって、直ちに各家庭の便所が水洗に自動的に切りかわるというわけのものじゃないんでしょ。そのことをさつき私は言つたのですよ。

○説明員(田中正一郎君) どうも説明が不十分で申しわけございませんでしたが、いえ、そこでその公共下水道が普及をして、終末処理場が完成をした、もういつでも水洗便所にして流し込んでいくということになりますと、ですね、融資を各自

でもらうのです、それぞれの各世帯がですね。それを昨年までは一世帯当たり、便所の改造、それから水道を取りつける、汚水管をその下水の管までつなぐという費用はおおむね、一番安いので三万五千円くらいかかつておりましたが、どうもこれは金が足りぬじゃないかということございまして、ことしからは四万五千円に引き上げて、そういう金を国で融資をするという制度で、これは大体二十万、四万五千円といふと、月二万円余りになります、二千円余りの月賦で金をお貸しして、それぞれの家庭の水洗化をはかつていただくという施策をとつてゐるわけでございます。

○瀬谷英行君 結局、個人負担の場合は、それが月賦でもって処理できる、月々くみ取り料がいままで五百円くらいだったとすれば、水洗にした場合は、これは二千円くらいに、多少割り高になるけれども、そういう方法でもって国の公共体のほうで融資をしていく、こういうのが公共下水道の普及に伴つて、つまり七〇％の中には全部そういう方式が含まれると、こういう意味なんです。

○説明員(田中正一郎君) そのとおりでございます。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。両案に対して御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○春日正一君 いま提案されてます下水道整備緊急措置法案これに対して私は日本共産党を代表して反対いたします。

今日、下水道の早急な完備は、国民の切実な要望となつてゐます。にもかかわらず、わが国の下水道事業が諸外国に比べて著しく立ちおくれ、東京ですらポンペイ以下の二四％という低い普及率にとどまつてゐることは、政府も認めてゐるとおり

であります。わが党は、このような状況のもとにある下水道施設の緊急な整備を強く要望するものであります。しかし、この法案に基づいて策定される新下水道整備五カ年計画と、政府の下水道政策は、決してこの要望にこたえるものではありません。

反対理由の第一は、新五カ年計画の遂行によって、都市計画税、受益者負担金、下水道料金の値上げなど、地域住民に対する負担が一そう増大するからであります。歴代の自民党政府は、下水道事業に独立採算制を押しつけ、受益者負担の名目のもとに住民の負担を強め、河川の汚濁、工業用水の汲み上げによる地盤沈下排水計画を無視した工場建設による浸水の激化など、主として大企業、大会社によってつくり出されてきた生活環境の悪化を、国民にしりぬぐいさせる政策をとつてきました。佐藤内閣は、新五カ年計画においてもこれを改めるのではなく、逆に強める方向をとつています。そのことはすでに本委員会の審議を通じても明らかであります。政府は昭和三十九年度から実施してきた事業費四千四百億円の計画を改定して新たに九千三百億円の五カ年計画を策定させ、その初年度である今年度予算から、国庫補助金を従来の大都市四分の一、一般都市三分の一から一律に十分の四に引き上げ、これによって下水道事業が大幅に進行するかに言っています。しかし、国庫補助金は依然として建設資金のごく一部に過ぎません。新五カ年計画によって二倍以上に拡大される膨大な資金の大部分は、起債と都市計画税、受益者負担金などでまかなわれ、その結果、年々増加する起債の利息は、下水道料金の値上げで支払われるものになります。すでに、行政管理庁は、昭和四十一年九月の勧告の中で、都市計画税の徴収の推進、受益者負担金制度の促進、適正な使用料の決定と徴収の確保等々、人民に対する取奪強化の方向を打ち出しています。建設省、自治省はこれを受けて、都市計画税を徴収していない市町村に対しては賦課徴収するよう強く指導せよとか、受益者負担金を徴収する制度を持

たない都市は積極的に採用すべきであるなどの通達を出し、受益者負担金制度を広げるための標準省令案を作成するなど具体化しています。この事実は、佐藤内閣が強行しようとしている下水道整備五カ年計画が基本的に人民の利益に反するものであることは明らかであります。

反対理由の第二は、この五カ年計画の実施を通して官僚統制が強化され、地方自治が一そう破壊されるからであります。下水道事業は、本来地方自治体の固有の事務であり、その計画は、地方自治体と住民の間で自主的に決定されるべきものであります。したがって政府の果たす役割りは、その実施に必要な財政的援助、あるいは幾つかの自治体に必要な事業についての調整等にとどめられるべきであります。にもかかわらず、政府は流域下水道の整備、河川汚濁防止対策、新市街地対策等、広域的な事業を重点とした計画を一方的に決定し、建設資金の一部にすぎない国庫補助金あるいは起債の認可をてことして、都市計画税の創設と値上げ、受益者負担金制度の採用、下水道料金の値上げを迫るなど、地方における下水道事業の自主的な運営を妨げ、不当な干渉を一そう強めようとしています。そのことは、行政管理庁の監査報告だけでなく、建設省、自治省の通達、これらの都市、受益者負担金制度を採用している都市に対しては、国費の補助及び起債の許可を優先的に考慮する方針であるとして、その制度を採用していない都市との間に行政的な差別をつけるとしていることから見て明らかであります。わが党は、このような政府のやり方を断じて認めるわけにはいきません。

今日、すでに全国百七十八の下水道事業実施都市は、例外なく膨大な建設資金の捻出と、年々増大する起債の利息の支払いに追われ、赤字を出しているところも少なくありません。政府の下水道政策は、このような状況をさらに激しくするものであり、決して下水道事業の緊急かつ計画的な促進となるものではありません。下水道事業は、本来、道路、公園などと同じように、基本的な都市

市の施設であり、その整備には国税、地方税を充てるのが当然であります。にもかかわらず、政府は大工場のための埋め立て、産業道路、工業用水の造成など、大企業、大会社の利益を中心とした開発には国と地方の資金を惜しみなくつぎ込む一方、下水道事業のような人民の必要とする事業には国の資金を抑え、受益者負担金の徴収や、下水道料金の値上げを押しつけています。

わが党は、自民党政府が以上のような政策をやめて、国庫補助金を大幅に増額し、さしあたって元金、利息の支払いによって財政が著しく窮迫している都市に対しては、起債の利息は全額を国庫で補給し、元金の償還は一時たな上げすることを要求して、反対の討論を終わります。

○委員長(藤田進君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

下水道法の一部を改正する法律案を問題に供します。本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(藤田進君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

下水道整備緊急措置法案を問題に供します。本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よって本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時十一分散会

六月九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は三月二十五日)
一、道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

六月九日本委員会に左の案件を付託された。
一、阪神高速大阪三号分岐線建設計画変更に関する請願(第一二四六号)(第一二二六三三号)
一、東京都内湾のハゼ保護に関する請願(第一二六四号)

一、特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験制度の期限延長に関する請願(第一二八〇号)
一、東京外郭環状道路計画の再検討に関する請願(第一三二八号)

第一二四六号 昭和四十二年五月二十六日受理
阪神高速大阪三号分岐線建設計画変更に関する請願
請願者 大阪市大淀区長柄浜通二ノ一五
紹介議員 榊 繁夫君
高田敏三外六百四十五名
この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一二六三三号 昭和四十二年五月二十七日受理
阪神高速大阪三号分岐線建設計画変更に関する請願
請願者 大阪市旭区平林町一ノ三 寺口敏雄外二十九名
紹介議員 榊 繁夫君
この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一二六四号 昭和四十二年五月二十七日受理
東京都内湾のハゼ保護に関する請願
請願者 東京都台東区蔵前三ノ四ノ九日本

輸出雜貨センター東京釣具協同組合事務所内江戸前のハゼを守る会
内 佐藤観次郎
紹介議員 中村英男君

ハゼの繁殖、成育にもつとも適している東京都三枚洲、小洲、高洲の埋立計画を中止し、東京港内の自然環境の維持、都民のリクリエーション、青少年の不良化防止のためにつり場を保持し、海上自然公園としての施策を講ぜられたい。

理由

一、東京都におけるハゼつりの実態は、つり船利用者のがのべ百万人、岸でつりを楽しむ小中学生を含めるとのべ二百万人の愛好者があり、これがさらに年をおつてふえている。しかし、都市の発展に伴い河川の水がよごれ、さらに東京港の拡張工事などによって港内の水産動植物の生息環境はどしどしこわされ、いまのうちに保護の手をさしのべなければ、とりかえしのつかぬところまで追いつめられている。

二、ことにハゼは、江戸時代から庶民の間で「江戸前のつり」といつて、カイズ、フッコ、ボラ、アオギスとともに親しまれてきたが、その後の環境悪化とともに、伝統のある「江戸前のつり」として、こんにち東京都で残っているものはハゼつりだけになつてしまった。

三、これは都市発展、産業開発の促進とともにしかたのないことではあるが、自然環境、天然資源によつて受益する都民の立場を考へる総合的な見地にたつての社会開発が、こんにちもつとも大切なことである。

第二二八〇号 昭和四十二年五月三十日受理
特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験制度の期限延長に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡春日町大字下白水五三ノ五〇 佐藤哲生
紹介議員 鬼丸勝之君

この請願の趣旨は、第一〇三六号と同じである。

昭和四十二年六月十九日印刷

第一三二八号 昭和四十二年五月三十日受理
東京外郭環状道路計画の再検討に関する請願
請願者 東京都練馬区上石神井二ノ一、四七九 安東邦雄外二名
紹介議員 木村美智男君

都市交通における公害問題が強く叫ばれている今日、東京外郭環状道路が現計画どおり実現することになれば、住民福祉に及ぼす悪影響はかり知れないものとなるから、公害予防の見地から本計画の構造及び立地条件の基本的変更を再検討されるよう強く希求する。

理由

一、本道路計画が当局において立案検討されていたのは、道路による公害問題が現在のよう社会化され、政治問題としてクローズ・アップされる以前であり、従つて計画立案側に公害予防の措置についての十分な配慮がなされず技術的観点だけ重要視されたうらみがある。今日のよう都市における公害予防の緊急性が各方面から指摘されている時点で、道路建設の計画を立案されているならば、当然新しい角度から検討されるのが至当である。

二、公害対策は、法律による規制よりもまずその発生源を少なくする予防的措置こそ急務である。

三、文教地区や住宅密集地区を分断し、住民福祉を犠牲にしたこのような道路政策の遂行は政治不信につながるものである。練馬、杉並、武蔵野、三鷹、調布、狛江の各地元住民は一致して本計画に反対している。

四、公害をひき起こすのは当局に住民福祉の理念が欠如しているためである。道路よつて起こる公害のはなはだしさを思うとき道路は、すこしでもその公害を少なくできるように、住宅、学校の密度の少ない地点に計画されるべきものであるし、密度の低い地域に設定される場合でも、公害そのものが未然に防ぎうるような設計であることが必要条件である。汚染された大気や騒音を少なくとも住宅との間の緑の緩衝地帯でし

昭和四十二年六月二十日発行

やへいできる地点に計画されるべきである。
五、「道路構造と供用速度」、「首都圏全域から見た外郭環状線の位置」等の観点から勘案しても、本計画はあまりにも近視眼的で長期性に欠けている。
六、外郭環状線は都内の交通混雑を緩和するものであるとして、当局は都心部の支持をとりつけようとしているが、都内交通の混雑は、放射線の不完全な弱体化に起因するものであり、環状交通との立体交差に真因があることをごまかしている。インターチェンジの強化、放射線の受入れ部分の幅員強化が先決で、環状線の強化はむしろ二義的なものである。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局